①連名で掲載

効力発生日変更公告

　左記法人は、令和　　　年　　月　　　日予定の吸収合併の効力発生日を令和　　　年　　月

　　日に変更いたしましたので公告します。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

　　　　（甲）一般財団法人日本県官報販売所

　　　　　　　　　　　代表理事　日本　太郎

　　神戸市中央区北長狭通●丁目●番●号

　　　　（乙）一般財団法人中央県官報販売所

　　　　　　　　　　　代表理事　中央　太郎

（※）

一、効力発生日が令和　　　年　　月　　　日より後に変更になる場合

　令和　　　年　　月　　　日の前日までに公告します。

一、効力発生日が令和　　　年　　月　　　日より前に変更になる場合

　令和　　　年　　月　　　日の前日までに公告します。

　ただし、変更後の効力発生日が異議申述期間（公告の期間

　通常は掲載日の翌日から一箇月）内になると、効力は発生しないことになります。

（※）

「連名掲載」・「消滅法人の単独掲載」のいずれも認められております。

②単独で掲載

効力発生日変更公告

　当法人は、令和　　　年　　月　　　日予定の吸収合併の効力発生日を令和　　　年　　月

　　日に変更いたしましたので公告します。

　令和●●年●●月●●●日

　　神戸市中央区北長狭通●丁目●番●号

　　　　　　　一般財団法人中央県官報販売所

　　　　　　　　　　　代表理事　中央　太郎

（※）

一、効力発生日が令和　　　年　　月　　　日より後に変更になる場合

　令和　　　年　　月　　　日の前日までに公告します。

一、効力発生日が令和　　　年　　月　　　日より前に変更になる場合

　令和　　　年　　月　　　日の前日までに公告します。

　ただし、変更後の効力発生日が異議申述期間（公告の期間　通常は掲載日の翌日から一箇月）内になると、効力は発生しないことになります。

（※）

「消滅法人の単独掲載」・「連名掲載」のいずれも認められております。